

ワーキンググループ委員の皆様へ

2010年2月26日 西埜 章

ワーキンググループの第5回会議で要望されました「基本法についてのメモ」をお送りします。参考になれば幸いです。

### 1 基本法の意義と特色

(1) 基本法の意義 基本法とは、「〇〇基本法」という名称を有する法律を指す。教育基本法、原子力基本法等であり、最近では、肝炎対策基本法がある。

(2) 基本法の特色 基本法の特色は、次の4点にある。

① 国の制度・政策等の基本方針が明示されている。このため、前文を置いて、その制度の背景、決意等を格調高くうたうものが多い。

② 他の法律を誘導する。基本法と同一の分野に属するものを対象とする他の法律に対して、優越する性格を有する。

③ 基本的な施策の推進等の事務を司る機関が設けられている。基本法に定める事項の運用の重要性に鑑み、通常の諮問機関とは異なる、基本的な施策の推進等の事務を司る機関が設けられことが多い。食品安全基本法における「食品安全委員会」がその例である。

④ 訓示規定またはプログラム規定で大半が構成されている。基本法の性格上、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような具体的な規定は設けられず、内容的には抽象的な規定にとどまるのが通例である。

### 2 基本法の優越性

(1) 基本法の施行後に個別法律が制定・施行される場合 個別の法律の内容は、基本法の目的・趣旨・内容に適合することが要請される。

(2) 基本法の制定前に個別法律が制定・施行されている場合 既存の法律が基本法の目的・趣旨に反している場合は、基本法と調和させる必要があるから、改廃措置がとられることになる。

### 3 基本法の制定目的

(1) 国の施策の基本的な方向を示す。

(2) 従来の基本政策を大きく転換しようとする場合に、その方向を明示する。

(3) 従来の政策をさらに発展させ、あるいは政策分野についての国民の理解度が低い場合、重要度をクローズアップする。

(4) 当該事項についての権限が複数の省庁にまたがっているため、施策の総合調整・総合的展開を図る。

### 4 「医薬品安全基本法(仮称)」の骨格

(1) 前文

(2) 目的

(3) 国・事業者の責務

(4) 「医薬品安全委員会(仮称)」の設置

以上